

便利な使い道、ぞくぞく。

マイナンバーカードをつくらう



▲マイナンバーカード総合サイト。こちらも参考にしてください

本人確認書類として使えるほか、さまざまな機能が備わっているマイナンバーカード。

所持している人はもちろん、まだ申請していない人、迷っている人の参考として、その便利な使い道を7つに分けてご紹介します。

そろそろ申請、考えてみませんか。

着々と普及が進む
マイナンバーカード

●田原本町のマイナンバーカード申請率(令和3年9月30日時点)

47・89%

田原本町では半数近くの人が申請しています。また県内でも、申請率は12番目と上位に位置しています。



1 本人確認書類になります



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

●運転免許証やパスポートなどに代わる、写真つきの本人確認書類として利用することができます。

●旧姓の併記ができる本人確認書類になります。

※別途、住民票に旧姓を記載するための手続きが必要です。

●行政手続きなどで、マイナンバーの提示を求められたときの証明書類になります。

2 オンラインで行政手続き

●マイナンバーカードに搭載のICチップに「電子証明書」を登録でき、オンラインでの身分証明書になります。

●電子証明書を登録したマイナンバーカードと、対応するスマートフォンを使って、場所を選ばずオンラインでの行政手続きができます。

(主な例：e・Taxによる確定申告)



スマートフォンをマイナンバーカードの上に置くと情報が読み取られ、手続きを進められます

※田原本町におけるオンラインでの行政手続きは、児童手当に関する申請など一部対応しています。詳しくは「マイナポータル」を確認いただくか、担当課にお問い合わせください。

3 マイナポータルを活用できます



▲マイナポータルのトップ画面。一部サービスは利用者登録が必要になります



◀マイナポータルはこちら

マイナポータルとは？

マイナンバーカードを活用し、さまざまなことができる自分専用のサイトです。

例えば…

● 行政手続きの検索・オンライン申請ができる

町の行政手続きを検索し、必要書類などを知ることができます。また、オンラインでの申請が可能です。（行政手続きの検索、オンライン申請ともに対応している業務のみ）



● 自身の情報を確認できる

医療保険の資格や、年金、税情報など、行政機関が保有する、自身の情報を確認できます。

（全ての情報を確認できるものではありません）



● 年末調整や確定申告が便利に

マイナポータルとの連携で、各種申告書への一部自動入力が可能です。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。



4 健康保険証として利用できます

マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が始まっています。

それによって…

● 加入する保険が変わっても、継続して使える

就職や転職などで、加入する健康保険制度が変わっても、新しい健康保険証を待つ必要がなくなります。

なお、国民健康保険への加入や脱退などは、従来通り住民保険課への届出が必要です。

● 限度額適用認定証や高齢受給者証なしでも区分確認ができる

限度額適用認定証や高齢受給者証がなくても、医療機関などで毎月の負担限度額や医療費の自己負担割合を確認できます。

なお、長期入院該当となる人は、従来通り申請が必要です。

● 健康管理がしやすくなる

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報を見ることができます。



住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097
住民保険課 福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095 / 34・2096

● マイナンバーカードだけで、受診ができる

ただし、専用のカードリーダーが設置されている医療機関などが対象となります。



▲上記の「マイナ受付」ステッカーやポスターを掲示している医療機関・薬局で利用できます。なお、利用できる医療機関などは厚生労働省のホームページで随時更新されていきます

● 利用申し込みについて

マイナンバーカードの健康保険証利用には事前の申し込みが必要です。マイナポータルやセブン銀行ATMで申し込みできます。

また、町役場で初回登録支援を行っています。



▲町ホームページ

5 コンビニ交付サービス を利用できます

住民保険課戸籍住民相談係
☎ 34・2087

マイナンバーカードを利用して、
全国のコンビニエンスストアのマル
チコピー機（キオスク端末）から証
明書を取得できます。

● サービスが利用できる店舗

セブン・イレブン
ローソン
ファミリーマート
ミニストップ

● 必要なもの

マイナンバーカード（利用者
証明用電子証明書（4桁の暗証番号）
の登録のあるもの）

※印鑑登録証、住民カードでは利用
できません。

● 取得できる証明書

住民票の写し 300円
印鑑登録証明書 300円

● ご利用時間

午前6時30分～午後11時
（12月29日～1月3日およびシステ
ムメンテナンス日を除く）

6 申請書作成機を利用 できます

総務課ICT推進室ICT推進係
☎ 34・2073

マイナンバーカードや運転免許証
を利用して、住所や氏名などが記載
された申請書が自動で作成できます。

● 設置場所

町役場1階総合窓口前

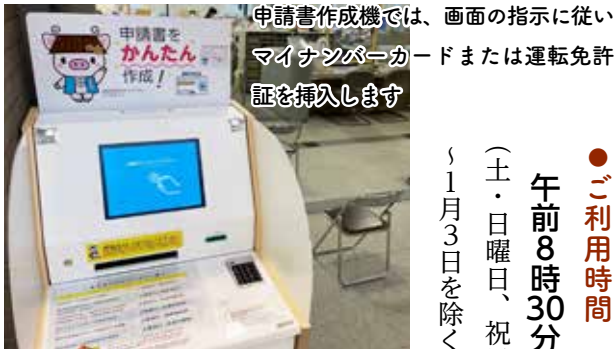
● 読み取り可能なカード

マイナンバーカード
運転免許証

※裏面に住所氏名などが記載された
運転免許証には対応していません。

● ご利用時間

午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日および12月29
日～1月3日を除く）



◀ 作成可能な申請書など、詳しくは町ホームページをご覧ください

7 本の貸し出しサービス を利用できます

図書館 ☎ 32・0262

図書館では、マイナンバーカード
提示による本の貸し出しができます。
利用については、図書館の窓口にて
事前の手続きが必要になります。

● 対象者

図書館利用カードおよびマイ
ナンバーカードをお持ちの人

※マイナンバーカードに、マイキー
IDの作成・登録が必要です。

※従来の図書館利用カードについて、
必要となるサービスがありますの
で、捨てないようお願いします。



◀ 事前の手続きおよびマイキーIDの作成・登録について、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

マイナンバーカードの申請について

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087



◀カード交付は申請後約1~2ヵ月を要します。他にも必要書類、条件など詳しくは町ホームページを併せてご覧ください

マイナンバーカードの申請・交付には、以下の2つの方式があります。いずれの方法も、町役場への来庁は1回のみで手続きが可能です。

●申請時来庁方式

申請時に来庁いただく方法です。カードは完成した後、本人限定受取郵便などで申請者宛てに送付します。

申請場所 住民保険課
戸籍住民相談係
(町役場1階)



※本人のみ行えます。(15歳未満の人、成年被後見人は、法定代理人の同伴が必要)
※通知カードを提出できず、かつ運転免許証など官公署発行の写真付き身分証明書がない人は交付時来庁方式での申請となります。

●交付時来庁方式

下記の方法で申請した後、カード交付の時に町役場に来庁いただく方法です。

申請方法は以下の3つ

■郵便

■スマートフォン

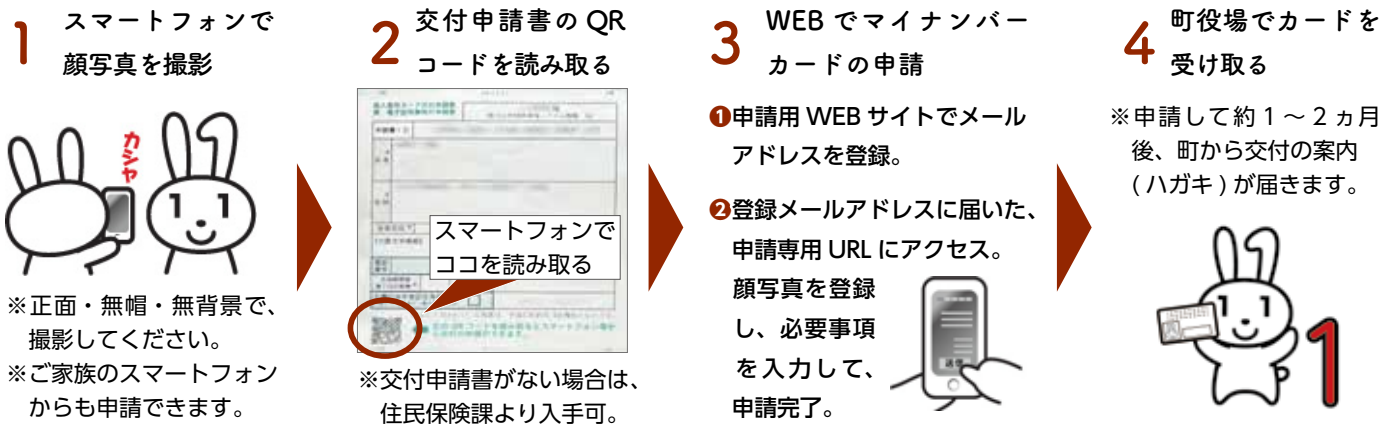
■パソコン



特にスマートフォンでの申請が簡単でオススメ。(下に申請方法を掲載)

時間がかからず、簡単にできるオススメの申請方法

スマートフォンからマイナンバーカードの申請をしてみよう



マイナンバーカード受付時間の延長と休日開庁

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087

マイナンバーカードをより取得しやすいように、受付時間の延長と休日開庁を実施します。

受付時間の延長

11月10日(水)・24日(水)、12月8日(水)
午後7時まで(交付の受付は午後6時30分まで)

休日開庁

11月7日(日) 午前10時~午後4時

業務内容 マイナンバーカードの交付・申請、電子証明書更新(その他の業務は行いません)
マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

窓口での印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑証明書を取得するには「印鑑登録証」か「住民カード」の提示が必要です。忘れずに持参してください。なお、利用者証明用電子証明書が登録されたマイナンバーカードで、印鑑証明書と住民票を取得できます。